



保存版

～もっと知りたい！～

笠間市議会

ガイドブック



発行に当たって

笠間市議会においては、「開かれた議会」を合言葉に、市民の皆さんにとって親しみやすい議会であるよう、様々な事柄に対し取り組みを行っています。

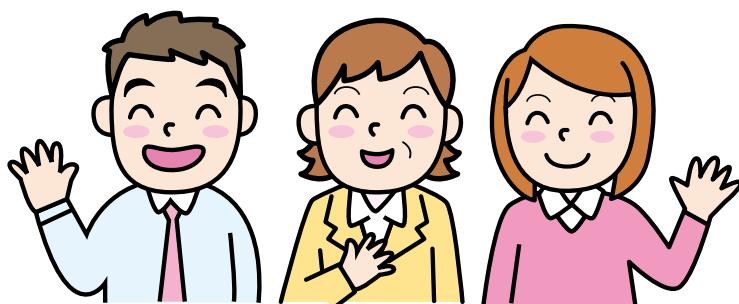
これらの取り組みを市民の皆さんにお知らせし、議会を身近なものに感じていただくため、議会広報委員会において「市議会だより」のリニューアルや本会議のインターネット中継、そして定例会時の議会アンケートの実施など、様々な取り組みを行ってきました。

この度、市議会の活動やしくみなどに関する情報を、市民の皆さんにわかりやすく1冊にまとめた『笠間市議会ガイドブック』を発行することとなりました。

このガイドブックが、笠間市議会を身近に感じてもらう一助になれば幸いに存じます。

令和3年3月

笠間市議会



【目 次】

1 市議会のしくみ

| | |
|------------------------------|---|
| 1－1 市役所の仕事と市議会の役割について（二元代表制） | 1 |
| 1－2 市議会の仕事 | 2 |
| 1－3 市議会の構成 | 2 |
| 1－4 会議の種類 | 3 |
| 1－5 会議のルール | 3 |
| 1－6 本会議の流れ | 4 |

2 市民と議員

| | |
|-----------------|---|
| 2－1 市民と議会 | 5 |
| 2－2 議員の義務と権利 | 6 |
| 2－3 議会の解散と議員の解職 | 6 |
| 2－4 議員の禁止行為等 | 7 |

3 笠間市議会の状況

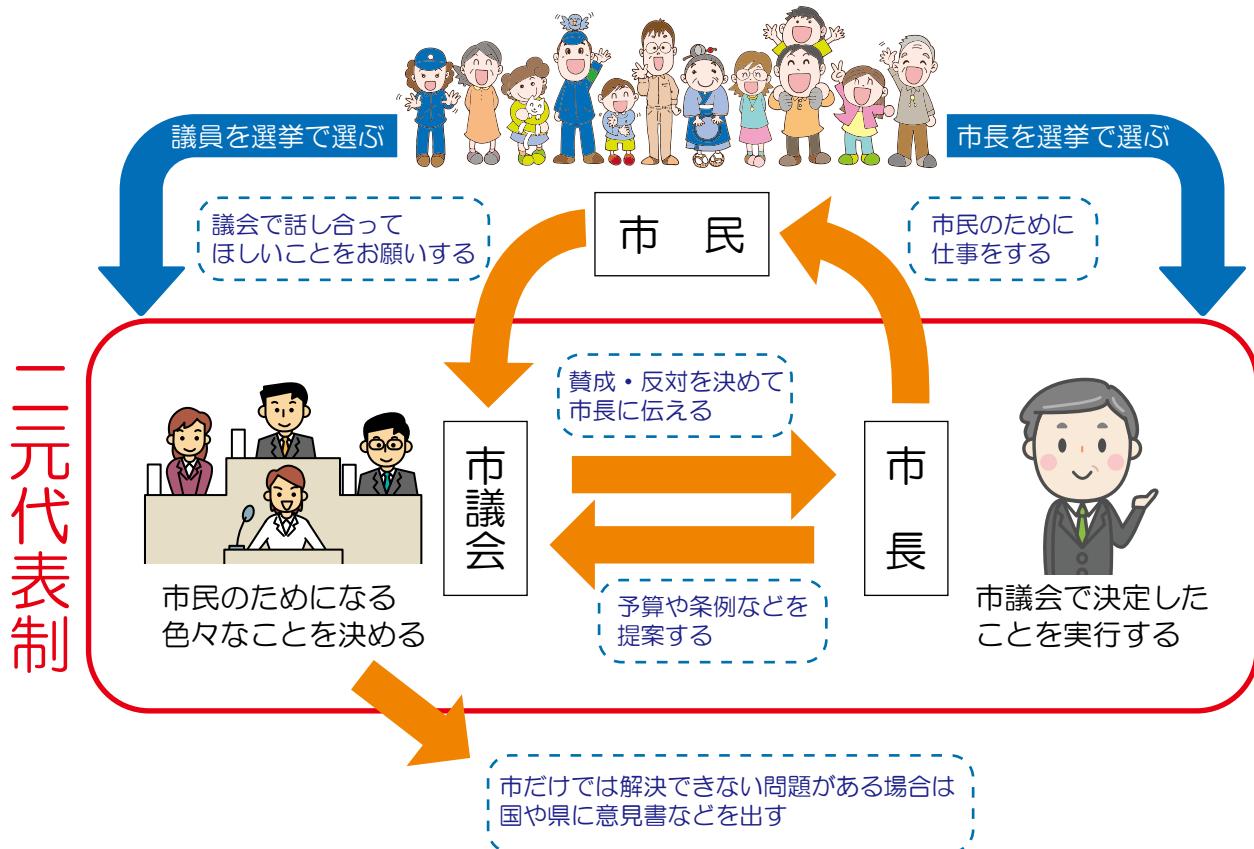
| | |
|--------------------|----|
| 3－1 議員数、会派別数市議会の構成 | 8 |
| 3－2 委員会 | 8 |
| 3－3 本会議・委員会等の開催状況 | 8 |
| 3－4 議員の報酬等 | 9 |
| 3－5 議員の紹介 | 10 |

4 Q&A 11

※記載内容は、令和2年12月現在のものです。

1 市議会のしくみ

1-1 市役所の仕事と市議会の役割について (二元代表制)



■市役所(市長)の仕事

市役所(市長)は、市民のみなさんが安心して生活できるように、生活に欠かせないさまざまな仕事をしています。市長は、市議会に提案して賛成された予算や条例等に基づいて仕事をします。

■市議会(議員)の役割

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員の集まりです。市議会では、市の予算や条例、議員がつくった条例や意見書などについて調べて話し合い、市が進むべき方向を決める役割を持っていて、市長と対等な立場にあります。これを「二元代表制」といいます。

1－2 市議会の仕事

■市役所の仕事をチェック

市役所の仕事が正しく行われているかどうか、市民のみなさんからいただいている税金が有効に活用されているかどうかなどについて、チェックしています。

■審議と議決

市議会のいちばん基本的な仕事は、市長が提案する予算や条例について審議をして、それでよいかどうかを決める（議決する）ことです。このことにより、市の進むべき方向が決められることになります。

■条例の提案

条例は、市長が提案するだけではなくて、笠間市議会では2人以上の議員が集まって、条例の制定や改正などを提案することができます。提案どおりに決定されるためには、本会議で出席議員の半数以上の賛成が必要です。

■意見書の提出と決議

市民生活に重要なことでも、それが市だけでは解決できないことがあります。このようなときに問題解決を求めるため、「意見書」を国や県などに提出します。また、「決議」を行い議会の考え方を示すこともあります。

■請願・陳情の審査

議会では、みなさんの要望や意見を「請願」や「陳情」として受け付けています。

受け付けた請願・陳情については、慎重に調べて話し合い、「採択」か「不採択」を決めます。採択された請願・陳情は、必要があればその結果を市長などに送ります。

「請願」「陳情」の説明は
5ページにあるよ。



1－3 市議会の構成

■議長と副議長

議長は、市議会のリーダーとして会議をスムーズに進め、議会に関するさまざまな事務を行っています。また、市議会の代表者として、いろいろな会議や市の行事などに出席します。

副議長は、議長が病気などで不在のときに、議長に代わってその仕事を行います。

■議員

議員は、原則4年ごとに市民から選挙によって選ばれます。現在の議員の任期は平成30年12月24日から令和4年12月23日までです。また、笠間市議会の議員定数は22人です。

■会派

会派とは、同じ考え方を持った議員の集まりで、グループをつくって活動しています。笠間市議会では、3人以上のグループを会派と認めています。

■議会事務局

議会事務局は、議長及び議員の職務を補助するため、議会運営のサポート、会議録の作成、議会活動のための調査、議会広報などの事務を行っています。

1－4 会議の種類

■本会議

議長が決めた日程に基づいて、議員全員が参加して、議場にて行われます。市長や議員が提出した議案などについて質問などが行われ、ここで議決されたものが市議会の最終的な決定となります。

本会議には、定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

笠間市議会では、年4回の定例会を開催しています。

■委員会

議会で話し合うべき問題にはいろいろなものがあるため、それをいくつかの部門に分けて詳しく調べて話し合うために、「委員会」を設けています。

委員会には「常任委員会」「議会運営委員会」と、必要に応じて設ける「特別委員会」があります。

○常任委員会

笠間市議会では、3つの常任委員会に分けて議案などを調べて話し合っています。その結果を本会議に報告して、議会としての決定に役立てているほか、市のいろいろな仕事についても調べています。

◇総務産業委員会

広報広聴、財政、市税、防災、消防、市民活動、商工、農・林業、観光、環境など

◇教育福祉委員会

文化、スポーツ、生涯学習、小中義務教育学校、図書館、福祉、保健、市立病院など

◇建設土木委員会

道路、河川、都市計画、水道、下水道など

○議会運営委員会

議会が公正でスムーズに運営されるよう、日程の決定や議会の運営などについて話し合います。

○特別委員会

特定のテーマを審査・調査するため、必要に応じて議会の議決を経て、設置するのが特別委員会です。令和2年では2つの特別委員会を設けています。

3月には次年度の予算を審査する「予算特別委員会」、9月には、前年度の決算を審査する「決算特別委員会」を設けています。

■広報・広聴を行うための場

市民のみなさんに本会議や委員会の活動を広く知ってもらうため、「広報委員会」を設けています。

1－5 会議のルール

市議会には、会議を民主的にスムーズに進めるためのルール（原則）があります。代表的なものを紹介します。

■定足数の原則

会議を開いたり、議決を行うときは、原則として議員定数の半数（これを定足数といいます）以上の議員の出席が必要です。

■議事公開の原則

市議会の会議（本会議、常任委員会、特別委員会等）は、原則として公開しています。

傍聴の手順は5ページにあるよ。



■過半数議決の原則

市議会で決めるについてには、原則として過半数で決定します。本会議においては、議長は決定に加わることができませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。

■会期不継続の原則

定例会中に決まらなかったことは閉会とともに廃案となり、次の定例会に持ち越すことはできません。ただし、引き続き調べて話し合うことを決定すれば、次の定例会まで持ち越すことができます。

■一事不再議の原則

市議会では一度決定されたことについては、同じ定例会中に再び話し合うことはできません。

■発言自由の原則

市民から選挙で選ばれた議員は、議会以外から制約を受けずに自由に発言できることが保障されています。ただし、失礼な言葉を言ったり、他人の私生活について言うことなどは禁止されています。また、発言は議長の許可が必要であるなどの制限はあります。

※これらのルールは、地方自治法や笠間市議会会議規則等で定められています。

1 – 6 本会議の流れ

議案の提出 (市長・議員)

議会で話し合う議案を提出します。



本会議

議案についての説明を受け、質問します。



委員会

議案について、詳しく専門的に話し合いをします。



本会議

委員会で話し合った内容をまとめて、議員全員で最終決定します。

2 市民と議員

2-1 市民と議会

■市民と議会のかかわり

市民には、市政に参加する権利（参政権）があり、選挙に参加する権利のほか、一定の条件を満たせば、市の条例制定・改正・廃止や市の仕事の監査を請求することができ、市長や議員などの解職や議会の解散を求めるなどもできます。

このほか、身近なところでは、次のようなことも認められています。

○会議の傍聴

傍聴の手続は次のとおりです。

①本会議の傍聴

傍聴席は42席（うち2席は車いす利用者席）です。入場は先着順となり、本会議当日に市役所本庁舎3階の傍聴受付で受け付けています。

②常任委員会・特別委員会の傍聴

委員長の許可を得た方が傍聴できます。傍聴の手続きは委員会ごとに異なりますので、事前に議会事務局にお問い合わせください。

○請願・陳情の提出

誰でも、市政などについての意見や要望などを請願・陳情として市議会に提出することができます。

①請願

請願を提出するためには、議員の紹介が必要です。提出された請願は、常任委員会などで審査され、最終的には本会議で採択するかしないかが議決されます。採択された請願は、市長などの執行機関に送付されます。

②陳情

陳情は、議員の紹介がなくても提出できます。取扱いは原則として請願と同様ですが、郵送された陳情については議員配布のみとし、議員活動の参考にします。

◇本会議の映像はホームページでも見ることができます

映像配信ページ



●インターネットでの生中継…生中継により、本会議の映像を見るることができます。

●録画による映像配信…発言種別ごとに、本会議の録画映像を見るることができます。

【手順】

- 笠間市ホームページ：トップページの「行政情報」をクリック
- ↓
- 「笠間市議会」をクリック
- ↓
- 笠間市議会：「会期日程・議会を見る」をクリック
- ↓
- 「議会中継」をクリック
- ↓
- 映像配信「ライブ中継」または「本会議録画放映」をクリック



2－2 議員の義務と権利

■議員の義務

○招集に応じ、会議に出席する義務

議員が正当な理由がなく会議を欠席し、議長の出席要求にも応じないとき、議長は議決を経て懲罰を科すことができます。

○懲罰に服する義務

議員は、議会の議決を経て懲罰処分を科されたときは、これに従う義務があります。懲罰としては、戒告、陳謝、出席停止、除名があります。

○常任委員会の委員に就任する義務

議員（議長を除きます）はいずれかの常任委員会の委員にならなければなりません。

■議員の権利

○臨時会の招集請求権

議員定数の4分の1以上の議員が集まれば、市長に対して臨時会の招集を請求することができます。

○議案提出権

議員は、議会に議案を提出することができます。ただし、市長に提出権限のある予算は除きます。

○開議請求権

会期中に議員定数の半数以上の議員から開議請求があるとき、議長はその日の会議を開かなければなりません。

○議員報酬及び費用弁償を受ける権利

議員は、条例に基づき、議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給を受けることができます。

2－3 議会の解散と議員の解職

■住民による議会の解散請求の成立

選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の署名があれば、選挙管理委員会に議会の解散を請求することができます。

議会の解散投票において有効投票総数の過半数の同意があったときは、議会は解散投票の日に解散します。議会が解散されれば、改めて選挙が行われます。

■議員による議会の自主解散

議会は、議員定数の4分の3以上が出席し、出席議員の5分の4以上の同意があれば、自主解散することができます。

■住民による議員の解職請求の成立

選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の署名があれば、選挙管理委員会に議員の解職を請求することができます。

議員の解職投票において有効投票総数の過半数の同意があったときは、その議員は職を失います。

■議会の議決による除名

議会は、議員定数の3分の2以上が出席し、出席議員の4分の3以上の同意によって、懲罰の対象となる特定の議員を除名することができます。

2-4 議員の禁止行為等

■寄付行為の禁止

公職選挙法では、お金のかからないきれいな選挙を実現するため、政治家や候補者が選挙区域内で以下の行為をすることを原則として禁止しています。

- ◎お祭りへの寄付や差し入れ
- ◎地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ◎町内会の集会や旅行など催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ◎病気見舞金
- ◎葬式の花輪、供花
- ◎お中元やお歳暮
- ◎落成式や開店祝の花輪
- ◎秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ◎秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典

なお、選挙権のある人が議員などに対して、このような寄付を勧誘したり要求することも違反になります。

議員の家族などの名前で寄付をすることも、実際の金銭や物品の出どころが議員である場合は禁止されています。



※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

3 笠間市議会の状況

3-1 議員数、会派別数市議会の構成

■議員数

条例定数 22人、現員数 22人

■任期

平成30年12月24日

～令和4年12月23日

■会派等別・党派別の内訳

| 会派名 | 議員数 | 会派名 | 議員数 |
|-------------|-----|-------------------|-----|
| 笠間市政の会(市政会) | 6 | 公明党 | 2 |
| 政研会 | 5 | 日本共産党 笠間市議会議員団 | 2 |
| かさま未来 | 3 | | |
| 自民クラブ | 2 | 無所属 | 2 |

3-2 委員会

| 委員会名 | 委員数 | 委員会名 | 委員数 |
|---------|-----|-------|---------|
| 議会運営委員会 | 8 | 特別委員会 | 予算特別委員会 |
| 常任委員会 | 7 | | 決算特別委員会 |
| 教育福祉委員会 | 7 | | 広報委員会 |
| 建設土木委員会 | 7 | | 8 |

3-3 本会議・委員会等の開催状況

■本会議の開催状況(令和元年)

| | 会期 | 議決件数 | 質問人数 | 傍聴者数 |
|--------|--------------|------|------|------|
| 第1回定例会 | 2月27日～3月18日 | 66件 | 11人 | 136人 |
| 第2回定例会 | 5月31日～6月13日 | 18件 | 13人 | 167人 |
| 第3回定例会 | 9月3日～9月20日 | 25件 | 15人 | 156人 |
| 第1回臨時会 | 10月21日 | 6件 | — | — |
| 第4回定例会 | 12月2日～12月13日 | 34件 | 12人 | 164人 |
| 合計 | | 149件 | 51人 | 623人 |

■議案等議決内訳(令和元年)

| | 予算 | 条例 | 一般議案 | 請願・陳情 | 意見書 | 決議 | その他 | 合計 |
|--------|----|----|------|-------|-----|----|-----|-----|
| 第1回定例会 | 19 | 16 | 29 | 1 | 1 | | | 66 |
| 第2回定例会 | 8 | 4 | 6 | | | | | 18 |
| 第3回定例会 | 9 | 6 | 2 | 1 | 2 | | 5 | 25 |
| 第1回臨時会 | 1 | | 5 | | | | | 6 |
| 第4回定例会 | 9 | 6 | 16 | 2 | 1 | | | 34 |
| 合計 | 46 | 32 | 58 | 4 | 4 | | 5 | 149 |

■委員会開催状況(令和元年)

| | 総務産業 | 教育福祉 | 建設土木 | 予算特別 | 決算特別 | 広報 | 議会運営 |
|-----|------|------|------|------|------|----|------|
| 1月 | | | 1 | | | 2 | 1 |
| 2月 | | 1 | | | | | 1 |
| 3月 | 2 | 3 | 3 | 4 | | 1 | 1 |
| 4月 | 1 | | 1 | | | | 1 |
| 5月 | | | | | | 1 | 1 |
| 6月 | 1 | 2 | 1 | | | 1 | 4 |
| 7月 | | | | | | 1 | 2 |
| 8月 | 2 | | 1 | | | 2 | 1 |
| 9月 | 3 | 2 | 1 | | 4 | 1 | 1 |
| 10月 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 1 |
| 11月 | 1 | | | | | 1 | 1 |
| 12月 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 1 |
| 合計 | 13 | 10 | 10 | 4 | 4 | 12 | 16 |

3－4 議員の報酬等

■報酬・期末手当

議員は、地方自治法に基づき、条例に定められた議員報酬、期末手当の支給を受けることができます。月の途中で議員になったり、議員を辞めた場合は日割り計算になります。

●報酬 (参考)

| | | | |
|-----|------------|-----|-------------------------|
| 議長 | 460,000円／月 | 市長 | 810,000円（条例による減額適用後の金額） |
| 副議長 | 425,000円／月 | 副市長 | 720,000円 |
| 議員 | 400,000円／月 | 教育長 | 650,000円 |

●期末手当

6月：報酬×1.15×1.675

12月：報酬×1.15×1.675

■政務活動費

笠間市議会では、地方自治法に基づき、条例で定めるところにより、議員の調査研究に係る必要経費として議員1人当たり年額400,000円を交付しています。

政務活動費を交付することに關し、必要な事項は、「笠間市議会政務活動費の交付に関する条例」などに定めており、全ての支出に対して領収書を添付することとしています。

| | | |
|----|----------|---|
| 1 | 調査研究費 | 議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 |
| 2 | 研修費 | 議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費 |
| 3 | 広報費 | 議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費 |
| 4 | 広聴費 | 議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 |
| 5 | 要請・陳情活動費 | 議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費 |
| 6 | 会議費 | 議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 |
| 7 | 資料作成費 | 議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費 |
| 8 | 資料購入費 | 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 |
| 9 | 人件費 | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |
| 10 | 事務所費 | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |

3-5 議員の紹介

| 凡例 | | ○番 氏名 生まれた年月 所属党／会派 期数 | 顔写真 | ※網掛け番号は 議席番号 | 1 坂本奈央子 昭和47年7月 かさま未来 1期 |  |
|--|---|--------------------------------------|--|------------------------------------|---|---|
| 2 安見 貴志 昭和46年3月 かさま未来 1期 |  | 3 内桶 克之 昭和35年10月 かさま未来 1期 |  | 4 田村 幸子 昭和34年11月 公明党 1期 |  | |
| 5 益子 康子 昭和30年4月 政研会 1期 |  | 6 中野 英一 昭和27年11月 政研会 1期 |  | 7 林田美代子 昭和21年11月 日本共産党 1期 |  | |
| 8 田村 泰之 昭和52年4月 市政会 2期 |  | 9 村上 寿之 昭和43年9月 自民党／市政会 2期 |  | 10 石井 栄 昭和25年10月 日本共産党 2期 |  | |
| 11 小松崎 均 昭和21年3月 自民党／自民クラブ 2期 |  | 12 畠岡 洋二 昭和34年9月 政研会 3期 |  | 13 石田 安夫 昭和30年12月 公明党 6期 |  | |
| 14 藤枝 浩 昭和20年1月 市政会 6期 |  | 15 飯田 正憲 昭和22年8月 自民党／市政会 7期 |  | 16 西山 猛 昭和39年12月 無所属 7期 |  | |
| 17 大貫 千尋 昭和29年1月 自民クラブ 9期 |  | 18 大関 久義 昭和23年5月 自民党／市政会 9期 |  | 19 市村 博之 昭和21年5月 政研会 9期 |  | |
| 20 小薦江一三 昭和21年1月 政研会 10期 |  | 21 石崎 勝三 昭和18年10月 無所属 11期 |  | 22 石松 俊雄 昭和33年6月 市政会 7期 |  | |

4 Q&A

Q どうすれば議員になれるの？

A 選挙権がある満25歳以上で、引き続き3ヶ月以上市内に住所がある人は、市議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。

Q 議員にも「定年」や「退職金」があるの？

A 議員には定年はありません。また、議員を退職しても、退職金制度はなく、議員年金制度も廃止になりました。

Q 議員は毎日出勤しているの？

A 議員の身分は「非常勤特別職公務員」なので、毎日出勤する必要はありません。ただし、議会の会議（本会議・委員会）や視察などを休む場合は、欠席の申し出をすることになっています。

Q 議員に「休暇」はあるの？

A 議員には一般的な「休暇」制度はありません。会議や市の行事に出席するほか、市民の声を聞くことも大切な仕事です。議会以外での政務活動もあり、公務、私的活動の区分がしづらいことから、「365日休みなし」と言うこともあります。

Q 以前の仕事は辞めなくていいの？

A 法律で禁止されている職業以外なら、辞める必要はありません。

※禁止されている職業とは…

衆議院・参議院議員、県議会議員、市役所などの行政職員、市との請負契約者・法人の取締役・監査役などです。

Q 議場の席はどうやって決めるの？

A 本会議の場で、議長が指定します。笠間市の場合は、当選期数の少ない順、続いて年齢の若い順となっています。

ただし、議長に指名された者はこれらに関係なく一番最後の席となります。

Q 議員の報酬はどうやって決めるの？

A 議員の報酬額は、条例で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する特別職報酬等審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。

Q 議員定数はどのようにして決まっているの？

A 都道府県及び市町村議会の議員の定数は、地方自治法の定めるところにより、条例で定めなければなりません。笠間市議会の議員の定数は、議員の定数条例において22人と定めています。

Q 議会における「会派」とは、どのような集まりをいうの？

A 会派は、所属政党あるいは市政に対する考え方や意見を同じくする議員が、自分達の考え方を市政に反映させるために集まって作る団体のことで、笠間市議会では所属議員3人以上が会派の構成要件となっています。

Q 質疑と一般質問の違いは？

A 「質疑」とは、議案に対して議員が疑問点を問い合わせいただくことです。
「一般質問」は、議員が市政全般に関して、行政側に現状や見通しを聞くことです。

Q 一般質問の順番はどのように決まるの？

A 議員が一般質問を行おうとするときは、議長に質問通告書を出さなければなりません。一般質問の順番は議会運営委員会で決めます。

Q 一般質問には時間制限を設けているの？

A 議会の申し合わせにより、一般質問と執行部の答弁を合わせて制限時間を最大60分と決めています。
ただし、一問一答方式と一括質問一括答弁方式では発言回数や質問時間が若干異なります。

Q 議員はなぜ「視察」をするの？

A 様々な行政課題を解決するためには、幅広い知識や情報が必要となることから、全国の各自治体が行っている先進的な政策などについて調査・研究し、参考とするため、視察を行っています。

Q 議長と副議長はどうやって決めるの？

A 選挙で当選した議員が集まる初めての議会では、年長議員が臨時議長となり、議員の中から議長、副議長を選出（選挙）します。
笠間市議会では議長・副議長を選出する際、議長・副議長の職に就くことを希望する者に所信表明を行う機会を設けています。

笠間市議会

〔笠間市議会事務局〕 〒309-1792 笠間市中央3丁目2番1号
TEL 0296-77-1101(内線303) / FAX 0296-78-0941
Eメール gikai@city.kasama.lg.jp
ホームページ <https://www.city.kasama.lg.jp/>

笠間市議会
トップページ

